

国の庁舎の「空きスペース」を使いませんか？

- 国の庁舎の空きスペースを有効活用（使用許可）するため、空きスペースの情報を公表するとともに、活用要望等の受付を行っております。
- 自動販売機や食堂・売店といった従来の用途に加え、様々な用途による行政財産の有効活用に取り組み、政策課題（脱炭素社会の実現、デジタル改革の推進、地域貢献、財政貢献etc）等に対応しております。



○ 使用許可（国が事業者等に対して、庁舎等の敷地または建物の一部において、使用又は収益を許可する制度）による活用を検討しております。

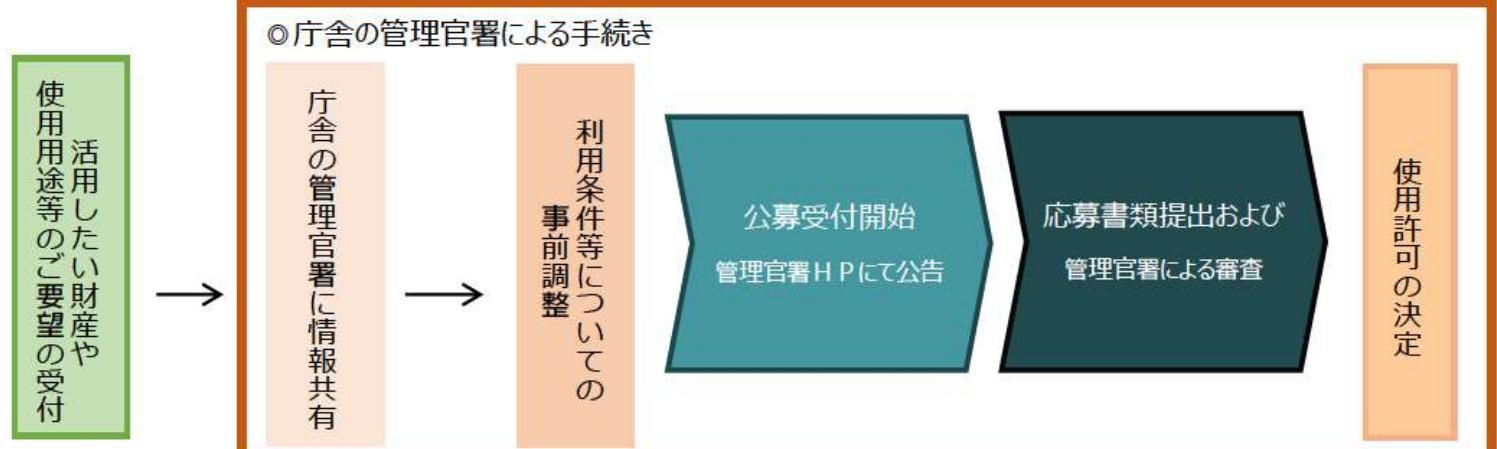
○ 使用許可に際して、その面積や範囲、期間等の条件を調整の上、原則公募によって使用許可を行うこととなります。

○ 使用に際して、使用料をお支払いいただく必要がございます。使用料の金額は立地のほか、使用用途や面積等により変動いたします。

(参考)使用許可実績(令和4年度末)
〔件数〕約14,500件 〔金額〕約39億円/年

財政貢献

一般的な活用のご要望から使用許可までの流れ

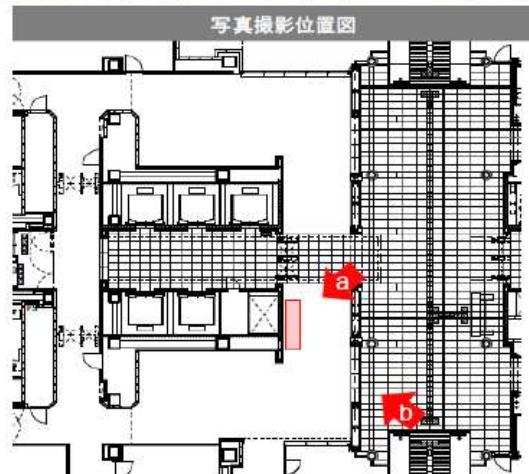


庁舎の空きスペースの情報の一例 ～高松サンポート合同庁舎（香川県高松市）～

外観写真



現況写真



建物入館ゲート前付近



（財産のポイント）

- 約2.3m²の床（幅 約3,000mm 奥行 約750mm）
 - 入館ゲート前であり、建物利用者からの視認性が高い
 - 電源コンセントについては、その利用の可否、利用条件について管理者との調整が必要
- ※ 財産情報は、2024年6月時点のものです。現在の状況とは異なる場合がございます。

そのほかの有効活用を検討している庁舎等の空きスペースの情報については、
四国財務局のホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/03500014.html>）をご覧ください。
※各財務局では、活用要望を受け付けている物件の情報を順次公表しております。
詳しくは各財務局のウェブサイトをご確認の上、お問合せください。

国有財産法（昭和23年法律第73号）（抄）

（処分等の制限）

第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的
とし、又は私権を設定することができない。

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を
許可することができる。

活用要望や
お問い合わせ
はこちままで

○ 本件に関するお問い合わせ先 ○

四国財務局 管財部 国有財産調整官（香川県）

電話番号：087-811-7780

四国財務局 徳島財務事務所 管財課（徳島県）

電話番号：088-622-5181

四国財務局 松山財務事務所 管財課（愛媛県）

電話番号：089-941-7185

四国財務局 高知財務事務所 管財課（高知県）

電話番号：088-822-9177



民間事業者等との協働による行政財産の有効活用に関するご案内

実は使える！国の施設 “ゆうかつ”のススメ

(行政財産の有効活用)



はじめに

財務省並びに関係省庁は、国の行政財産(庁舎や宿舎など)を活用し、地域貢献や脱炭素社会の実現など多様な政策課題等に対応するべく、取組を進めています。

使用許可制度(後述)を用いて、庁舎の空きスペースや宿舎駐車場の一画などを、地方公共団体や民間の事業者様に様々な用途で有効活用(通称: ゆうかつ)いただいております。



シェアサイクル
〔熊本地方合同庁舎〕



カーシェアリング
〔枚方合同宿舎〕



オープン型宅配ボックス
〔中央合同庁舎3号館〕



EV用充電器
〔福岡地方合同庁舎〕

使用許可制度とは

庁舎や宿舎といった国の行政財産は、国が事務・事業等を遂行するためのものですが、その用途又は目的を妨げない場合において、一定の条件のもと、使用料や電気代等をご負担の上、国以外の方がご使用いただくことが可能となっております。

行政財産をご使用いただく方に対して、それぞれの施設管理者が、使用又は収益の許可を出す形式でその手続きを行うことから、使用許可制度と呼ばれています。

※一般的な不動産賃貸借契約とは異なり、借地借家法の適用はございません。

ゆうかつとの仕組み

全国の財務局・福岡財務支局・沖縄総合事務局（各財務局等）が、庁舎等の活用できそうな空きスペースに関する現地調査情報をホームページにて公表し、活用要望の募集及び空きスペースとのマッチングを行っております。

地方公共団体や民間の事業者様からの具体的な活用要望をいただいた後、施設管理者による検証・検討を経て、手続きを行います。

使用許可による行政財産の有効活用の仕組み



ゆうかつの流れ

主に以下のような流れで手続きを行うことで、施設の空きスペースをご活用いただくことが可能です。

ゆうかつに向けた主な手続き等の流れ



各財務局等のホームページをチェック

四国財務局管内の施設については、右のQRコード又は下記URLよりホームページをご参照ください。

「有効活用を検討している庁舎等の空きスペース」をご覧いただき、具体的な活用方法についてご検討ください。

(<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/03500014.html>)



活用要望の意向を伝える

事業用地としてご活用いただけそうでしたら、ホームページ記載の四国財務局の担当部署にお問合せください。

四国財務局にて、事業概要やご使用用途をお伺いし、施設管理者との調整を行います。

※公序良俗・社会通念上不適当であるなど、行政財産の公共性・公益性の観点から、承ることができない場合がございます。



施設管理者との協議・打合せ等

ゆうかつ検討が可能と判断された場合、活用を要望された方、要望対象施設の管理関係者、局担当者とで協議・打合せ等を実施いたします。

施設管理上の支障がないか、使用範囲はどのようにするかなど細かな部分に関して調整を行います。



公募手続きと使用許可申請

ゆうかつが可能と判断された場合、透明性・公平性の観点から、原則公募によって使用される方を選定させていただきます。公募によって選定された方は、使用許可を受けるための申請を行うこととなります。

なお、法令により随意契約が認められているなど、公募になじまないと判断される場合は、公募手続きはございませんので、必要がございましたら、事前にご相談ください。



使用許可書の交付・ゆうかつ開始

ご提出いただいた申請書に基づいて、使用許可書を交付いたします。記載された内容に沿って、機器設置などを行っていただき、ゆうかつ開始です！

ゆうかつのメリット

現在、地方公共団体や民間の事業者等によって、全国約14,500件のゆうかつを実施中です。事業用地のひとつとして、季節を問わず一定の利用者が想定される全国の施設の空きスペースを選択肢に加えることで、検討の幅や事業エリアが広がります。

また、比較的小規模なスペースを使用できること、国の施設にて事業を行う実績を得られることから、スタートアップ企業の方々にもゆうかついただいております。

事業の推進・拡大に向けて、ぜひご検討ください。

Q&A

● 現地を見学することはできるのでしょうか

活用要望をいただきましたら、各財務局等にて施設管理者と調整を行いまして、現地見学のご案内をさせていただきます。

※承諾なく建物・敷地内で現地見学を行うことはお控えいただきますようお願い申し上げます。

● 使用料はどの程度の金額となるのでしょうか

施設管理者が、評価額や外部有識者の意見価格等を基に予定価格の算定を行った上、随意契約が認められる場合などを除き、公募を経て使用料を決定させていただきます。

● 使用できる期間はどの程度となるのでしょうか

原則5年以内としており、1回まで更新が可能となっております。なお、施設の使用状況や個々の利用目的によっては、5年を超える期間を設定できる場合がございますので、ご相談ください。

● どのような用途で使用することができるのでしょうか

脱炭素社会の実現や物流問題対策、災害対応力の強化など様々な政策課題等の解決に繋がる用途をはじめ、地域活性化に資するようなゆうかつ アイデアをお待ちしております。昨今では、シェアサイクル、カーシェアリング、EV用充電器併設の時間貸駐車場の事例が増加しております。

国の施設で事業を行いながら、その取組をアピールされてみてはいかがでしょうか。

● 手続き面について詳しく知りたい

本リーフレットに記載のない手続きの詳細については、財務省ホームページに掲載されている「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」をご参照ください。ご不明な点ございましたら、下記お問合せ先にご連絡ください。

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19580107-0001-14.htm)

まずはお問合せください

ゆうかつに関するご質問や活用要望などございましたら、下記にご連絡ください。

四国財務局 管財部 国有財産調整官
電話番号 087-811-7780